

第6分科会

運営主体の変更・多様化する学童保育—実態と改善の課題—

世話人 加藤哲夫（埼玉・連協役員）

国府田恵美子（栃木・連協職員）

2015年からの「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）で、学童保育は市町村が実施主体と位置づけられた一方、運営主体の限定はないため、直営、社会福祉協議会等、地域運営委員会、保護者会、保育園、幼稚園、社会福祉法人、NPO法人、会社法人など、じつに多様な運営主体によって運営されています。

○一つの自治体に多様な運営体が混在する状況が、広がっています

- ・「新制度」に伴い、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。しかし、誰でもが開設できるようになった。
- ・指定管理者制度の「公募」が自治体に広く導入され、学童保育にも波及している。
- ・公的な委託や補助金が一定水準に達し、行政から「法人格」の取得を求められている。

という状況がありますが、保護者会がない学童保育や、連絡協議会に加盟していない学童保育、『日本の学童ほいく』を読んでいない保護者も増え、同じ自治体の中で、学童保育をよくすることに力を合わせる事が、なかなか困難になっている現状があります。

○「合同運営」や「法人化」が検討され、試行錯誤が重ねられています

地域運営委員会や保護者会が運営している地域などで、「これまでの学童保育のよさを守るための委託の受け皿づくり」「地域での保育料や指導員の処遇の統一化と相互支援」「地域での保育水準をすべての学童保育で向上させる」「運営の共同化による、保護者と指導員の過重な負担の解消をはかる」などを目的として、「合同運営」や「法人化」が検討され、試行錯誤が重ねられています。

「法人化」することによって、要望が出せなくなる危険や、保護者と運営が遠くなり「利用者」になってしまう危険があることも押さえておく必要があります。

○自治体には、住民に、誰が運営しても同水準の質を提供する責任がある

学童保育は公共的な福祉事業です。そのため、自治体には、①量的な整備の責任、②安定的に運営できる財政措置の責任とともに、③継続性を大事に、保育内容の質を確保し、向上させていく責任があります。運営主体が異なっても、共通して大事にしていかなければいけないことを確認する必要があります。

○この分科会の論点

地域の中で多くの学童保育が手を取りあっていくために、次の事項について交流します。

- ① 市町村内に多様な運営主体がある実態や、そこで生まれている問題
- ② 学童保育を守るために試行錯誤されている運営の共同化、統一化の課題
- ③ 自治体で多様な運営主体がある場合、異なる運営主体が連携する必要性
- ④ 行政の責任を果たしてもらうために、どう取り組みをすすめていくのか